

# 入札についての公募

平成24年2月1日

日本銀行福島支店では、一般廃棄物の処理業務を委託する業者を選定するに当たり、一般競争入札への参加者を以下の要領で公募します。

日本銀行福島支店長

## 1. 入札に付す事項

- (1) 業務案件名  
日本銀行福島支店の一般廃棄物処理業務 一式
- (2) 業務案件の内容等  
入札説明書による。
- (3) 契約期間  
平成24年4月2日から平成25年3月31日
- (4) 履行場所  
福島市
- (5) 入札金額  
入札書には、一般廃棄物の処理（収集・運搬・処分）にかかる1kg当たりの単価を入札金額として記載すること（消費税および地方消費税を含めないこと）。

## 2. 入札参加資格

次の要件を全て満たす業者に限り、入札に参加することができる。

- (1) 成年被後見人または破産者で復権を得ない者に該当しない者。被保佐人、被補助人、未成年者にあつては契約締結のために必要な同意を得ている者。
- (2) 下記のイ、～ハ、※に該当しない者。
  - イ、会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者。
  - ロ、民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者。
  - ハ、前イ、ロ、に準じて契約の履行能力がないと認められる者。※ 国・公共機関等が支援を表明するなど、当該入札参加希望者の契約の履行能力に当面の間懸念がない場合を除く。
- (3) 直近2年間における日本銀行との取引において、下記のイ、～ハ、に該当しない者。

- イ、契約の履行に当たり、故意に工事、製造もしくは役務を粗雑にし、または物件の品質・数量に関して不正の行為をした者。
  - ロ、公正な競争の執行を妨げた者、または公正な価額を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者。
  - ハ、落札者が契約を結ぶこと、または契約者が契約を履行することを妨げた者。
  - ニ、監督または検査の実施に当たり、日本銀行職員の職務の執行を妨げた者。
  - ホ、正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
  - ヘ、前イ、～ホ、に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- (4) 開札時まで日本銀行から「調達・処分に関する取引停止措置要領」に基づく取引停止措置（当該措置の効果が日本銀行福島支店との契約に対し効果を及ぼす場合に限り）を受けていない者。
  - (5) 自己、自社若しくはその役員等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に定める暴力団または暴力団員その他の反社会的勢力でない者。
  - (6) 「破壊活動防止法」に定めるところの破壊的団体またはその構成員でないこと。
  - (7) 予算決算及び会計令第72条に基づき、中央官庁が定める平成22・23・24年度の競争参加資格（全省庁統一資格）中、「役務の提供等」において、A、B、CまたはD等級の格付けを有している者、またはそれと同等の経営状況にあると日本銀行福島支店が認めた者。
  - (8) 本件業務の遂行にかかる連絡、調整等を行う営業拠点を福島県内に有している者。
  - (9) 「福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同規則」に基づき、福島市長から「一般廃棄物収集運搬業許可証」の交付を受けている者。
  - (10) 直近3年間に年間25トン以上一般廃棄物を排出する事業所の一般廃棄物処理業務を元請として3件以上受託した実績がある者。
  - (11) 入札説明書の交付を受けている者であって、かつ日本銀行福島支店の入札参加資格に関する審査を受け、これに合格した者。

### 3. 入札説明書の交付等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所、本件に関する問い合わせ先  
4. (3) に記載の提出先等と同じ。
- (2) 入札説明書の交付期間  
平成24年2月1日（水）～2月15日（水）までの期間中、日本銀行福島支店の毎営業日10時～16時の間交付。  
— なお、交付を希望する場合は、予め電話連絡のうえ来行すること。

## 4. 事前審査の実施期間等

### (1) 審査実施期間

入札参加希望者は必ず事前審査を受けなければならない。審査は、平成24年2月1日（水）～2月16日（木）の期間中、日本銀行福島支店の毎営業日10時～16時の間、後述の審査担当で受付ける。

審査の結果、日本銀行福島支店が適格と認めた場合には、「入札参加資格確認済証」を交付する。

— 「入札参加資格確認済証」の交付を受けていることが、入札に参加するための必須要件である。原則として、「入札参加資格確認済証」の再交付は行わないので、交付を受けた同確認済証は厳重に保管のうえ、入札日に持参すること。

### (2) 審査を受ける際の提出書類

事前審査を受けるに当たっては、次の書類を提出すること（その他提出書類、提出方法等の詳細については入札説明書で指定する）。

イ、「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」＜写しで可＞

ロ、上記イ、を有しない先（「全省庁統一資格」未取得者の場合）は、以下の書類＜写しで可＞

#### A. 営業経歴書

— 営業経歴書とは、入札参加希望者が自ら作成している会社の沿革、組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績および営業所の所在状況についての記載を含んだ書類。対外的に配付している会社概要パンフレット等でも可とする。新たに作成する場合には、書式は適宜とするが、代表者が記名、押印し、記述内容が真正であることを証明すること。

— 審査依頼日前1年以内に作成したもの。

#### B. 財務諸表類

— 財務諸表類とは、入札参加希望者が自ら作成している直近2年間の事業年度分にかかる貸借対照表、損益計算書。

#### C. 法人税、消費税および地方消費税にかかる納税証明書

— 納税証明書は未納税額がないことを証するもの（発行日から3か月以内のもの。「納税証明書（その1）」、「納税証明書（その3）」、「納税証明書（その3の3）」のいずれでも可）。

ハ、「商業登記簿謄本」または「現在事項全部証明書」

— 発行日から3か月以内のもの。

ニ、代表権を有する者の印鑑証明書

— 発行日から3か月以内のもの。

ホ、本件業務の遂行にかかる連絡、調整等を行う営業拠点が福島県内に所在することを証する書面

へ、直近3年間に年間25トン以上一般廃棄物を排出する事業所の一般廃棄物処理業務を元請として3件以上受託した実績があることを証する書面

(3) 提出先等

上記(2)の書類は、審査実施期間中に次の審査担当宛てに持参または郵送(配達証明等の配達履歴が残るものによること)にて提出すること。インターネットメール、FAX送信による提出は認めない。郵送の場合は、審査実施期間中に「必着」のこと(郵送事情等による遅延が生じた場合であっても、当該事情は一切斟酌しない)。

(審査・照会担当) 〒960-8614 福島県福島市本町6番24号  
日本銀行福島支店 総務課 太田、庄子、浜尾  
(電話) 024-521-6358 (ダイヤル)

## 5. 入札・開札の日時、場所

(1) 日 時：平成24年2月20日(月) 14時(受付開始13時30分)

(2) 場 所：日本銀行福島支店 会議室

福島県福島市本町6番24号

— 上記(1)記載の時刻までに日本銀行福島支店通用口受付に来場した者が入札に参加するための資格確認を受けることができるものとし、同時刻に遅れた者の入札は認めない。

— 開札は、入札書の提出後、直ちに行う。

## 6. その他

(1) 入札保証金

全額免除とする。

(2) 入札の無効等

入札参加資格のない者の行った入札、入札日時に間に合わない入札など、入札説明書に記載した無効事由に該当する場合は入札を無効とする。

(3) 落札者の決定方法

有効な入札を行った者のうち、日本銀行福島支店が作成した予定価額以下で最低価額をもって入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書の作成

落札者は、日本銀行福島支店との間で、契約の内容、債務不履行時の取扱等に関する条項を含む契約書を取り交わすものとする。

(5) 入札参加に要する費用

全額入札者の負担とする。

以 上